

## 機関等の共同設置解消団体へのアンケート結果

(平成14年7月～20年7月において解消した事例※市町村合併が理由のものを除く)

共同設置機関等	構成団体数	①なぜ共同設置を解消したのか。	②解消後は、どのような形態で事務を処理しているか。
社会教育主事	3町 (滋賀県)	県の派遣社会教育主事の制度が廃止されたため。	・町教育委員会に社会教育主事を1名置き、事務を行っている。 など
社会教育主事	6町 (滋賀県)	県の派遣社会教育主事の制度が廃止されたため。	・町単独で社会教育主事を設置し、事務を処理している。 ・派遣社会教育主事が担当していた事務については、事務分掌を見直して処理している。 ・町でも社会教育主事の資格を持っている職員が数名いるので、できるだけ今後の生涯学習のまちづくりに関わっていただけるように配慮している。 など
社会教育主事	4町 (滋賀県)	県の派遣社会教育主事の制度が廃止されたため。	・共同設置解消後は、関係各町においてその業務を実施しているが、市町合併や財政的な観点から一部事業を縮小するなどし、事務を遂行している。 ・町職員、臨時職員または嘱託職員により補充し、事務処理を進めている。 など
指導主事	4町 (奈良県)	県の制度廃止に伴い、共同設置を解消した。	・町単独で学校教育指導主事を配置している。県教育委員会から、「小中学校教育アドバイザーチーム」として、直接、各学校へ経営診断・指導助言等による教育支援がなされている。 など
指導主事	3町 (滋賀県)	県の制度廃止に伴い、共同設置を解消した。	・町単独設置の学校教育指導員(嘱託職員)が事務処理をしている。 など
指導主事	5町3村 (和歌山県)	県の機構改革で地方教育事務所が廃止となり、各町村で個別に対応することになった。(一部合併により解消)	・新たに4町による指導主事共同設置をし、指導主事2名で4町の事務を処理している。 ・合併後の教育委員会において指導主事7名を配置し、教育課程、学習指導その他学校・園教育に関する専門的事項の指導を行っている。 ・合併後、指導主事を町単独設置した。 など
指導主事	4町1村 (和歌山県)	県教育委員会の機構改革により、地方教育事務所が廃止されたことに伴い、共同設置を解消した。(一部合併により解消)	・各町村で指導主事を設置し、事務を行っている。 ・平成18・19年度は、市町村充指導主事1名、町負担指導主事を1名配置、平成20年度は市町村充指導主事1名、町負担指導主事2名を配置した。平成21年度からは、町負担指導主事3名を配置し、業務にあたっている。 ・編入合併先の指導主事に一元化し、事務を行っている。 など